

第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1項 総 則

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

1 目的

大規模地震対策特別措置法に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

また、平成23年4月1日に強化地域の見直しが行われ、おおむね震度6弱以上と予想される地域（8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）157市町村）が指定された。

岐阜県では、中津川市のみが強化地域として指定されており、池田町は指定されていない。

しかし、本町においても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されることである。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減するために実施する措置について定めるものとし、東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下、「調査情報」という）が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまで、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても併せて定めるものとする。

2 基本的な考え方

(1) 本計画は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、調査情報発表の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間において混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

(2) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2章及び第3章で対処する。

(3) 本町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処するものとする。

(4) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意し、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮するものとする。

ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区別しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。

イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。

ウ 本町及び関係防災機関並びに近隣市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第2節 東海地震に関連する情報体系

1 東海地震に関連する情報の種類

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震に関連する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3種類があり、次の基準により発表される。

情報種別	発表基準
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。
東海地震予知情報	東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」発せられた場合に発表される。

第3節 注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策（以下「警戒宣言前からの準備的行動」）を実施するものとする。

第2項 災害対策本部の設置等及び職員の動員配置

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。

また、警戒宣言前の注意情報発表時においても、準備的行動を実施するための体制をとることとする。

第1節 災害対策本部の設置等

1 町本部の体制

注意情報、警戒宣言がそれぞれ発表、発令されたときの体制等は、次によるものとする。

体 制	基 準	配 備 対 応 課	摘 要
準 備 体 制	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき。	総務課	各防災関係機関から情報を収集し、続報を見逃さない体制を敷く。
警 戒 体 制	<u>池田町災害警戒本部体制</u> 「東海地震注意情報」が発表されたとき。	本部長、副本部長、総務課、企画課、建設課、産業課、住民課、健康福祉課、保険年金課、水道課、学校教育課、養基組合、消防団本部役員	警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、災害警戒本部を設置する。 ※その他の職員は、自宅待機とし、必要の際は上司の指示により登庁する。
非 常 体 制	<u>池田町災害対策本部体制</u> 「東海地震予知情報（警戒宣言含む）」が発表されたとき。	すべての課 すべての消防団員	災害対策本部設置

そ の 他	町長は、災害の状況その他により上記に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示するものとする。
-------	---

2 防災上重要な施設の管理者

(1) 注意情報発表時（黄）

防災上重要な施設の管理者は、「東海地震注意情報」が発表された時は、実情に応じた準備活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時（赤）

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

3 地域住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時（黄）

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や

警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時（赤）

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

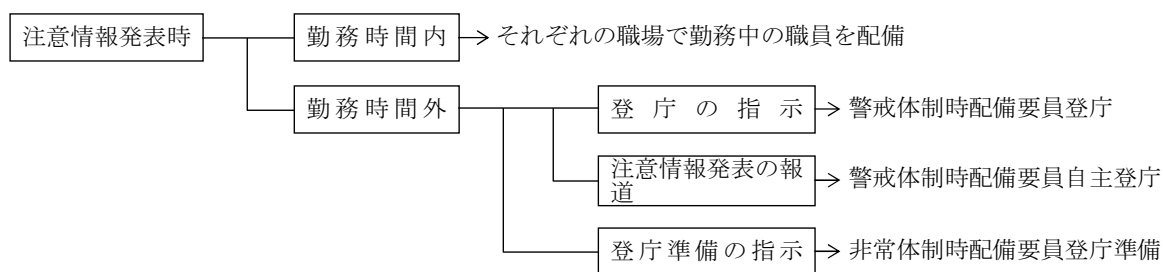
第2節 職員の動員体制

警戒宣言が発せられてから、大規模な地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化する。

1 「東海地震注意情報」発表時

注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、本編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」で定める準備体制をとるものとし、一般対策編第3章第1項第2節「職員動員計画」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示するものとする。

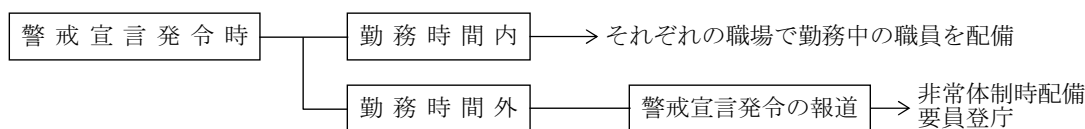
なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報が発表された場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁するものとする（災害対策本部の設置）。



（ラジオ・テレビの報道に注意）

2 「東海地震予知情報（警戒宣言含む）」発表時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、「1 「東海地震注意情報」発表時」で登庁準備の指示を受けた者（非常体制配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言が発令された場合、直ちに登庁するものとする。



（ラジオ・テレビの報道に注意）

第3項 注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

町は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するものとする。

第1節 防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言発令後における緊急輸送の実施の具体的調整は、町本部が県警戒本部と連携のうえ、行う。

2 警戒宣言前からの準備的行動

町は、広域的な応援部隊の派遣及び受援準備を行う。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達を実施し、また防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期するものとする。

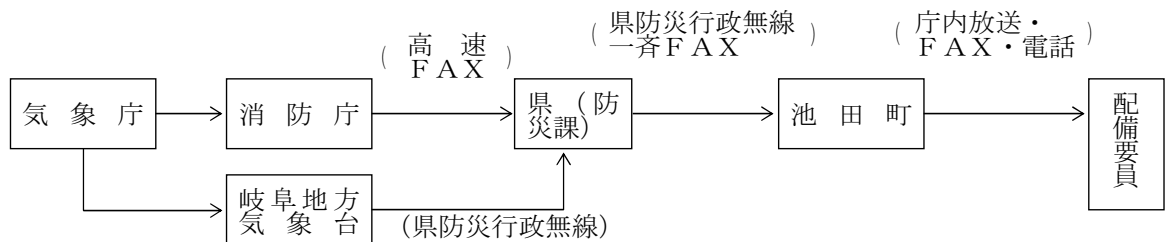
1 伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」）

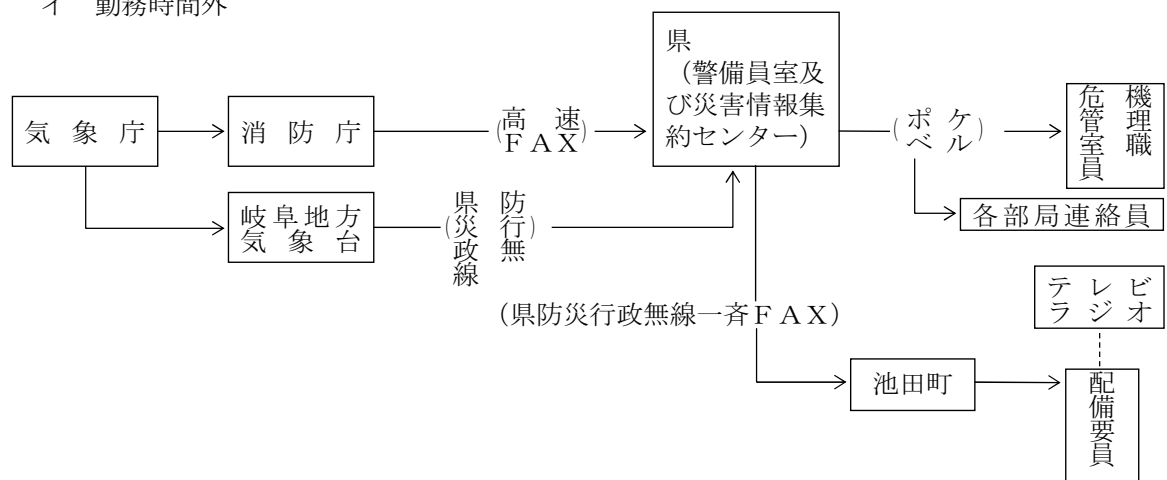
2 伝達経路

地震予知情報等の伝達経路は、次のとおりであるが、池田町に伝達されてからの町内における経路は、一般対策編第3章第1項第2節「職員動員計画」に定める経路により伝達するものとする。

伝達経路



イ 勤務時間外



第3節 広報対策

町は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

1 警戒宣言時対策

町は、住民に密接に関連のある事項及び混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

(1) 広報の内容

- ア 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される町内の地震の震度等の予想
- イ 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- ウ 住民は、水、食糧の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- エ 自動車による移動を自粛すること。
- オ 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- カ 電話の使用は自粛すること。
- キ 病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- ク 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

(2) 広報の手段

- ア 町ホームページ
- イ 町の公式ツイッター
- ウ 町防災メール
- エ 町防災行政無線、及びアマチュア無線
- オ 広報車の巡回等
- カ 報道機関への情報提供
- キ 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

特に、外国人等への情報伝達については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

(3) 問い合わせ窓口

町は、住民の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

町と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行うものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第4節 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の住民の人命の安全を確保するため、町は、避難の勧告、指示の検討を行い、必要があるときは、自治会等と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

1 事前避難の実施

町は、警戒宣言が発せられたときは、必要に応じ次の内容を明示して避難の勧告又は指示を行うものとする。

- (1) 避難対象地区
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

2 指定避難所における措置

町は、指定避難所の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるよう努める。

- (1) 地震予知情報等の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (3) 飲料水、食糧、寝具等の供与
- (4) 収容施設の秩序維持
- (5) その他避難生活に必要な措置

3 事前避難体制の確立等

警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

- (1) 避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。
- (2) 高齢者、障がい者、子供、病人等の要配慮者の避難は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握し、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

- (3) 避難対象地区の住民が避難地まで避難するための方法は、徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。
- (4) 避難対象地区以外の住民の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の住民は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 警戒宣言発令時に各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

町は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第5節 消防・水防対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

1 消防対策

町及び大垣消防組合は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること。
- (4) 自治会等の活動に対して指導すること。
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。
- (6) その他必要な措置

2 水害予防

町は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

3 警戒宣言前からの準備的行動

町及び大垣消防組合は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、町は、警察と連携して人命の安全を図り、交通の混乱を防止するための措置をとるものとする。

1 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

町は、町道の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるものとする。

また、住民に対し、町防災行政無線等で広報するとともに、必要に応じて報道機関に広報を依頼する。

(2) 車両の交通規制

交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため交通規制の必要がある場合は、警察に要請する。

(3) 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出動準備を要請するものとする。

(4) 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーを付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

2 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 道路に係る対策

町、県、県警察、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第7節 緊急輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、町は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急輸送車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備えるものとする。また、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策については、一般対策編第3章第3項第1節「道路交通対策」を準用する。

第8節 物資等の確保対策

1 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

第9節 保健衛生対策

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1 医療

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、対策の措置をとる。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食糧、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の確保

町では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

2 清掃

警戒宣言が発せられた場合、民生部は、処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行う。

3 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、医薬品や衛生材料及び医療用具の流通在庫の把握、警戒宣言前から救護所の開設準備を行う。

第10節 生活関連施設対策

水道、電気、通信及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

町は、発災後の断水に備えて住民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対するため、飲料水の供給の継続を確保する。また、災害応急対策の実施準備活動として、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量の確認や工事業者への出動準備の要請、応急給水体制を整えるものとする。

2 電気

中部電力株式会社は電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要によっては他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

また、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

また、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

4 電気通信

電信電話事業者は、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るものとする。

発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、可搬式無線機を配備しておくほか、長期停電に備えて予備発動発電機、携帯用発動発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者等に対し、出動準備を要請するものとする。

5 金融

(1) 金融機関の営業確保

ア 金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻業務については、

できるだけ継続する。

(2) 金融機関の防災体制

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。

イ (1)のアのなお書き及び同イの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

第 1 1 節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 警戒宣言時対策

町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

第 1 2 節 公共施設対策

1 道路

警戒宣言が発せられた場合、町は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに応急復旧用の資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

2 河川

警戒宣言が発せられた場合、町は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、建設業者等の応急復旧の出動準備を要請するものとする。

3 下水道

町は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

(1) 災害対応組織の編成

ア 職員の招集（自主参集）

イ 役割分担の再確認

ウ 関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下市町村下水道管理者）

(2) 管渠

ア 地震後の調査や緊急措置のため資材の確保

イ 調査用機材、応急用機材の点検

(3) 処理場・ポンプ場

ア 点検箇所：機械設備

(ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）

(イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

イ 点検箇所：電気設備

(ア) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）

(イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）

(ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）

(エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 治山施設

町は、県と連携を図り、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。

5 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、おおむね次の措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

6 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

7 工事中の建築物その他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。
- (3) 倒壊等により、近隣の住家等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報するものとする。

8 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動体制を確認する。

第4項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県及び防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、住民等に対する教育を実施するとともに、県に対して町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を要請するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒に対する教育

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各種啓発資料等を活用する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

特に地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

5 自動車運転者に対する教育

地震発生時において、運転者として適正な行動がとれるよう、交通安全協会等関係団体等を通じて、交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の周知に努める。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。